

一部地域の高齢者のバス・タクシー乗車を助成

“すそのー”が通っていない地域が対象



すそのーの運行区域外に住んでいる高齢者に、市内を運行する路線バスとタクシーで利用できる利用助成券を交付します。

“すそのー”の運行区域外に住んでいる人が対象

市に住民登録があり、次の対象地区に住んでいて、昭和25年4月1日までに生まれた人が対象です。

桃園区	御宿新田区	今里上区
公文名4区	上城区	下和田区
公文名5区	中里区	呼子区
峰下市の瀬区	田場沢区	矢崎区
和泉区	森脇団地区	トヨタ区
麦塚区	上ケ田区	御宿台区
深良新田区	金沢区	千福が丘区
千福区	今里区	須山地区全域

助成額

1回の乗車につき200円まで助成します。

助成券の使用

市内を運行する次の事業者の路線バス・タクシーで、

乗降場所のどちらかが市内の場合に使用できます。現金で運賃を払うときに、乗務員に本人確認のできるものを提示し、助成券を提出してください。

路線バス／富士急バス ※高速バスは使用不可

タクシー／安全タクシー、ミツワタクシー

他の助成券などとの併用はできません。

助成券の交付

交付場所／みらい政策課、各支所

助成券の交付枚数／一年度1人につき100円券を20枚

有効期限／令和3年3月31日(水)

本人確認のできるもの（マイナンバーカード、パスポート、自動車運転免許証など） ※代理人が申請する場合は、対象者と代理人の本人確認のできるもの

他人（家族・親族を含む）への譲渡、換金はできません。

みらい政策課 995-1804

国民健康保険税の税率などを変更

国民健康保険税条例の一部を改正



国民健康保険税の課税割合などを変更するため、国民健康保険税条例の一部を改正しました。

平成30年度から県と県内市町が共に国民健康保険の運営を担っています。財政運営の責任主体である県の国民健康保険運営方針の賦課方式と同等にするため、資産割を廃止し、税率を見直します。新たな課税割合などは、本年度から適用されています。

医療費分

課税割合など

区分	改正前	改正後
所得割	5.5%	6.8%
資産割	20.0%	0%
均等割	1人当たり年間 23,600円	1人当たり年間 26,000円
平等割	1世帯当たり年間 21,000円	1世帯当たり年間 18,600円

限度額

改正前	改正後
58万円	61万円

後期高齢者支援分

課税割合など

区分	改正前	改正後
所得割	2.1%	2.4%
資産割	4.0%	0%
均等割	1人当たり年間 8,800円	1人当たり年間 9,400円
平等割	1世帯当たり年間 8,200円	1世帯当たり年間 6,800円

限度額／19万円（変更なし）

介護分

課税割合など

区分	改正前	改正後
均等割	1人当たり年間 14,600円	1人当たり年間 14,200円

所得割／2.1%（変更なし）

限度額／16万円（変更なし）

所得割＝（前年の所得額－基礎控除33万円）×税率
※加入者単位で計算し世帯で合算

国保年金課 995-1814、税務課 995-1810